

厚生労働省発基労0213第2号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成26年2月13日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労務費率の暫定措置

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）について、当分の間、暫定措置として請負金額に百八分の百五を乗じて得た額に、所定の労務費率を乗ずるものとする。

第二 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。